

高気圧医学専門医更新手数料 20,000 円

第 14 条 既納の審査手数料ないし更新手数料は返納しない。

第 8 章 登録料

第 15 条 高気圧医学専門医認定証書の交付を受ける者は、登録料として 30,000 円を納入しなければならない。

第 16 条 既納の登録料は返却しない。

第 9 章 例外措置

第 17 条 認定・試験委員会は、規則第 10 条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続をとれなかった者については、3 年間を限度として認定更新の期限を延長することができる。

第 10 章 補則

第 18 条 細則第 11 条にいう業績にかかわる単位数は、別表 2 に定める配点にしたがうものとする。

付則 この細則は、2016 年 12 月 20 日から施行する。
この細則は、2017 年 11 月 10 日から施行する。
この細則は、2018 年 11 月 29 日から施行する。
この細則は、2020 年 11 月 26 日から施行する。

別表 1 日本高気圧環境・潜水医学会が定める関連学会

- ① 基本領域の医学会
- ② 日本集中治療医学会
- ③ 日本心臓血管外科学会
- ④ 日本呼吸器外科学会
- ⑤ 日本消化器外科学会
- ⑥ 日本小児外科学会
- ⑦ 日本循環器学会

- ⑧ 日本呼吸器学会
- ⑨ 日本宇宙航空環境医学会
- ⑩ 日本産業衛生学会
- ⑪ 全国レベルの学会（地方会を含む）及び外国での高気圧医学に関する学会

別表 2 更新に必要な単位数に関する配点法

区分	学会と学術誌の種別	単位数	
		筆頭者	筆頭者以外
学術論文	日本高気圧環境・潜水医学会雑誌に掲載された論文など	8 単位	2 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会雑誌に掲載された短報など	4 単位	1 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会が認める学術誌に掲載された論文など ^{注1}	4 単位	1 単位
学術集会発表	日本高気圧環境・潜水医学会学術総会	8 単位 ^{注2}	2 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位	1 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会が別に定める学術集会 ^{注1}	4 単位	1 単位
学術集会出席	日本高気圧環境・潜水医学会学術総会	16 単位（2018 年度以降） ^{注2}	
	日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会専門医研修講座	8 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会教育集会	16 単位 (基礎編 8 単位・臨床編 8 単位)	
	高気圧酸素治療安全協会教育セミナー	4 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会が別に定める学術集会	2 単位	

注1 高気圧医学に関するものに限る。

注2 筆頭者のプロシーディングについては学術総会参加を証明するものとして扱い、当該年度の学術総会参加証提出は不要であり、その場合認定単位は 24 単位（2018 年度以降）あるいは 16 単位（2017 年度以前）となる。